

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 1 月 16 日 (火) 第 481 号

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|------------------------|--------------|---|
| ○指定納付受託者の指定 | (デジタル推進課取扱い) | 1 |
| ○指定管理者の指定 | (スポーツ振興課取扱い) | 1 |
| ○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 | (漁港漁場課取扱い) | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | (経営技術課取扱い) | 2 |
| 教 育 委 員 会 告 示 | | |
| ○指定管理者の指定 | (保健体育課取扱い) | 3 |
| 公 安 委 員 会 告 示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | (生活安全企画課取扱い) | 3 |

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 35 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令 和 6 年 1 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
ウェルネット株式会社
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4
- 指定納付受託者を指定した日
令和5年12月28日
- 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿 児 島 県 電 子 申 請 共 同 運 営 シ ス テ ム を 利 用 し た 鹿 児 島 県 へ の 申 請 , 届 出 そ の 他 の 法 令 等 の 規 定 に 基 づ き 県 の 機 関 対 し て 行 わ れ る 通 知 に 係 る 使 用 料 又 は 手 数 料 (指 定 納 付 受 託 者 が 提 供 す る ソ フ ト ウ ェ ア を 使 用 し , 収 納 代 行 を 行 う サ ー ビ ス に よ り 納 付 さ せ る も の に 限 る 。)
- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和6年1月16日から同年3月31日まで

鹿 児 島 県 告 示 第 36 号

鹿 児 島 県 公 の 施 設 に 関 す る 条 例 (昭 和 39 年 鹿 児 島 県 条 例 第 13 号) 第 6 条 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 指 定 管 理 者 を 指 定 し た 。

令 和 6 年 1 月 16 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 公の施設の名称
ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅
- 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
ニチガスクリエイト・ミズノ共同事業体
鹿 児 島 市 城 南 町 7 番 8 号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

鹿児島県告示第37号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和6年1月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 しゅん功認可年月日

令和6年1月5日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

肝属郡肝付町南方字小白木1533番1から同字1533番2に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 内之浦二等水準点（北緯31度16分43秒，東経131度04分29秒）（以下「基点」という。）から110度53分00秒1,030.69メートルの地点

②の地点 ①の地点から260度55分52秒9.22メートルの地点

③の地点 ②の地点から260度55分51秒1.29メートルの地点

④の地点 ③の地点から37度42分25秒27.83メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から308度41分33秒63.06メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から39度08分58秒2.80メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から39度06分28秒0.20メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から38度44分45秒6.03メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から116度27分18秒10.24メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から123度48分03秒10.04メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から92度00分26秒12.48メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から126度19分39秒10.01メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から96度49分24秒11.78メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から157度34分07秒11.42メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から188度22分33秒6.13メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から176度37分02秒10.52メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から217度49分56秒14.47メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から217度50分02秒10.00メートルの地点

(3) 面積

1,345.95平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

令和元年6月21日

指令漁港第128号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

肝付町

鹿児島県告示第38号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次

のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 6 年 1 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第 1175 号	令和 8 年 12 月 26 日	副産動植物質肥料	カツオエキス	窒素全量 6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社富士冷	静岡県焼津市宗高 1287 番地

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和 6 年 1 月 16 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称
鹿児島ふれあいスポーツランド
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
セイカスポーツ・鹿児島県サッカー協会・鹿児島県ラグビー協会共同事業体
鹿児島市宇宿二丁目 18 番 27 号
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 2 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 1 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P フィーバーマクロスフロンティア 5 W	株式会社三共	310556
ぱちんこ遊技機	P A フィーバーパワフル R	株式会社三共	310624
ぱちんこ遊技機	e フィーバーマクロスフロンティア 5 V	株式会社ジェイビー	310572
ぱちんこ遊技機	P ニュートキオ GREEN V 1	株式会社アムテックス	3P1334